

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 「投資信託・公共債電子交付サービス」開始のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当行では、お客さまの利便性向上を目的として、投資信託および公共債関連帳票をインターネット上でご確認いただける新たなサービス「投資信託・公共債電子交付サービス」を2025年12月15日（月）より開始いたします。

本サービスは、これまで郵送でお届けしておりました各種帳票をインターネット上でいつでも、どこでもご確認いただける画期的なサービスです。

紙媒体での保管の手間を省き、環境にも配慮したペーパーレス化を推進してまいります。

## 1. サービス開始日

2025年12月15日（月）

## 2. ご利用方法

新サービスのご利用には、ちばぎん ID のご登録が必要です。ちばぎんアプリからご利用いただくことで、より手軽に、より安全に帳票をご確認いただけます。ブラウザからでもちばぎん ID をご登録いただければ閲覧可能です。

ちばぎん ID のご登録は[こちら](#)

ちばぎんアプリをダウンロードされていない場合は、右記の二次元コードからダウンロードいただけます。（[こちら](#)からもダウンロード可能です）



## 3. 電子交付の対象となるお客さま

## (1) 本サービス開始時の電子交付対象となるお客さま

当行より事前に「投資信託関連帳票のデジタル提供（電子交付）についてのお知らせ」または「電子交付サービスの閲覧方法の変更および既存サービスの終了についてのお知らせ」を送付された方の中で、以下に該当するお客さまは、原則、サービス開始とともに電子交付に切り替わります。

①2025年9月30日時点で18歳以上75歳未満の個人のお客さま

②2025年9月30日時点でちばぎん ID をご登録済みで、かつサービス利用口座に投資信託の口座をご登録いただいている75歳以上のお客さま

③インターネットバンキングにおける「電子交付サービス」をご利用いただいていたお客さま

## (2) 本サービス開始後に電子交付対象となるお客さま

サービス開始後には、以下のお客さまが電子交付となります。

①ちばぎんアプリで投資信託口座を開設されたお客さま

②店頭で口座開設時に電子交付を選択されたお客さま

③店頭にて電子交付への切替をお申込みされたお客さま

④ちばぎんアプリまたは当行ホームページから「投資信託・公共債電子交付サービス」にログインし、電子交付にご同意されたお客さま

4. 書面交付をご希望されるお客さまへ

3. 電子交付の対象となるお客さまのうち(1)の①・②に該当する方で、引き続き書面での交付をご希望される場合は、別途、当行より事前にお送りした「書面交付継続依頼書」のご提出が必要です。すでに「書面交付継続依頼書」をご提出済みのお客さまは、引き続き書面交付となりますので、再度のお手続きの必要はございません。

5. 書面交付をご希望で、まだお手続きがお済みでないお客さまへ

お手数ですが、2025年11月28日(金)までに「書面交付継続依頼書」をご提出くださいますようお願い申し上げます。期日までにお手続きが確認できない場合、2025年12月15日以降の帳票は電子交付に切り替わりますのでご注意ください。

※「書面交付継続依頼書」を紛失した方は、「7. お問い合わせ」に記載の窓口までお尋ねください。

6. 「投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定」の制定について

本サービスの開始に伴い、「投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定」を新たに制定いたしました。本規定は、サービスの利用条件、電子交付の対象となる帳票等について定めております。サービスをご利用いただくにあたり、必ずご一読くださいますようお願い申し上げます。

「投資信託・公共債電子交付サービス取扱規定」は[こちら](#)

7. お問い合わせ

本サービスの導入に関してご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問い合わせください。

ちばぎんデジタル手続オフィス

電話番号：0120-788-977 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00~17:00 (土日祝は除く)

商号：株式会社千葉銀行

登録金融機関：関東財務局長(登金)第39号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会